

参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十四時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鈴木 壽君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
郡 祐一君
西郷吉之助君
西田 信一君
湯沢三千男君
秋山 長造君
小笠原三男君
加瀬 完君
杉山 昌作君

政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君
消防庁長官 鈴木 琢二君
消防庁総務課長 山本 弘君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日(の)会議に付した案件

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、後進地域の開発に関する公共

第二部

地方行政委員会會議録第七号

昭和三十六年三月九日【参議院】

事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(渡海元三郎君) ただいま議題となりました後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の提案理由とその要旨を御説明いたします。

わが国の経済の発展と住民福祉の向上をはかっていくために、近時特に地方開発の必要性が強調されております。すなわち、開発のおくれている後進地域の産業立地条件を整備し、その体質を改善していくことが、いわゆる地域格差を是正し、わが国経済を全国的に均衡を保つて一段と進展させるためにきわめて緊要と考えられているのであります。

それがためには、今後これらの後進地域において公共事業の増大することが期待されるのでありますが、財政力が十分ではなく、その消化が容易でない地域の開発に関する公共事業については、国の負担割合を高め、当該地域の負担を軽減して公共事業の実施を円滑ならしめ、もってこれらの地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を促進する必要があります。

公共事業についての国庫負担率の特例制度としては、現に東北、九州及び四国地方の各開発法に基づく制度と、地方財政再建促進特別措置法に基づく制度とがありますが、これらの制度は、開発を必要とする後進地域を網羅していないのみではなく、過去に赤字

を出した団体であるかどうか主眼を置いておりますので、地方団体相互の間に均衡を欠いており、地方財政の現実にも即しないものとなっているのであります。

このような事情にもかんがみ、これらの制度も統合して、新たに、全国的に後進地域の開発推進をはかる統一的な財政援助制度を設けることとしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は適用団体であります。国庫負担率の特例は、地域的に見て後進性が強いことと財政負担能力が乏しいことの両面を考へてその適用団体を選択すべきものであります。その基準は地方交付税制度上の基準財政収入額と基準財政需要額との比率に求めることがおおむね適確であり、しかも、その算定が統一的客観的であると認められるのであります。都道府県における過去三年間の比率の平均は、基準財政需要に対する基準財政収入のおおむね〇・四六でありますので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの地方団体の財政力指数が〇・四六に満たない場合、その団体に本法の適用をいたすことにしました。

第二は、適用の対象となる事業であります。事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁

港、農業用施設の事業で真に後進地域の開発に寄与するものを、従前からの各地方開発促進法や地方財政再建促進特別措置法における対象事業の範囲を参考として選択することとしたのであります。具体的には政令で定めることとしております。

第三は、国の負担割合の引き上げの方法であります。その方法は、適用団体の財政負担能力の実態に即し、かつ、簡明なものであることが望ましいと思われまますので、各適用団体ごとにその財政力指数が〇・四六に満たない数値を引上率の基礎とすることとし、財政力指数の最も低い団体の引上率が二十五%となるように一定の算式によって決定することとしたのであります。

なお、事業ごとに、この引き上げの方法で国の負担割合を算定した場合において適用団体の負担割合が一割未満となるときは、最低限度一割は県が負担することとなるように国の負担割合を定めることにいたしております。

第四は、現行の公共事業に対する国庫負担特別制度との関係であります。この制度の実施に伴い、さきに申しました現行の特例制度は、廃止する建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収することとして、所要の経過措置を設けることにいたしましたのであります。

以上が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(増原恵吉君) 本案の補足説明及び質疑は後日に譲りたいと存じます。

○鈴木壽君 今、御説明がありました点についての資料についてちょっとお願いしたいと思いますが、一つは、東北開発や九州、四国開発など、現在特別の措置がなされているわけでありますが、それが実施以来、各府県にわたってどういふふうな、普通の国の基準と特例によってやったものと予算額はどのくらいプラスされているのかというふうな各都道府県ごとの一覧を一つお願いしたいと思ひます。

それから第二は、再建団体について、現在までいろいろ率の引き上げをやっておりますが、これも府県に限って、府はないのですが、県の段階の十八団体について、現在までどの程度各年度ごとに出てくるのか。それから三十六年度に実施するとすれば、これはそれ以前の三年間の平均でいわれる財政力指数というものが出ようになつておるようであります。現在の時点においての三十三、三十四、三十五、三十三年度の平均した指数、これを一各府県ごとのものをお願いいたします。

それから引上率ですが、最高が二五%になるように一定の算式によって決定することにしたと、こうありますが、これも現在、三十六年度において

とか、何年計画にすればどうなるのか、消防自動車は何台になれば大体この程度の消防計画が立つとか、そういうふうな年次計画を考えたことがあるのか、また今後考える私は必要性を痛感するが、そういう点についてお尋ねいたします。

○政府委員(鈴木琢二君) かねてから消防充実の五年計画とか十年計画、それぞれのものに依りて計画を立てて、それを年々検討を加えて修正すべきものは修正してきているのでございますが、その計画については、総務課長から詳しくお話しいたします。

○政府委員(山本弘君) 第一の近代高層建築に対する消防設備の考えにつきましても、施設の補助の面にいたしましても、今後は自動車とか、その他新しくスノーケルというような、いわゆる屈折式はしご車でございまして、そういった近代的設備を持った自動車に対しても補助をしていくという形でもって近代化をはかっていきたいと考えておるのであります。

それから全体的の計画でございまして、消防力の基準はいかにあるべきかという問題につきましては、従来常設消防力の基準というものが、いわゆる常備消防の基準としてございまして、それから消防団地域につきましては、消防団の設備並びに運営基準というものが準則として消防庁から示されておりまして、消防団地域についての基準を示しておたのでございます。しかしながら、これらの計画はいずれもまあいわば早急の間に作った関係上、いわゆるアメリカの基準をそのまま取り入れたばかりでございます。同時にまた、両者の関連もきわめて明確でない

というので、実際上の常設消防力あるいは消防団の基準としてこれをはっきりとした形で、いわゆる五年計画あるいは十年計画という形の基礎にするにはきわめて薄弱だと考えておたのであります。それで昨年、第三十一回会での消防組織法の改正によりまして、消防庁長官の諮問機関として消防審議会というものが設けられまして、消防審議会の方で鋭意この市町村消防力の基準はいかにあるべきかという問題を検討いたしました。非常に慎重な御検討を願って答申を得たのでございます。

それが八月にその答申の概要を得ております。それに基きまして、現在消防庁におきましては、大体十年計画をもちまして答申の内容を実現するような計画を現在練っておるのでございます。

概要を申し上げますと、大体現有の消防力から考えまして、技術的に検討したあるべき消防力の姿を比較した場合におきましては、現有はほぼその半分というふうになるのでございます。

従いまして、これをこのまま実現していくとするならば、おそらく施設だけで四百数十億、それに人件費を加えまして約三百億円ばかりがプラスされますので、七百億円、あるいはそれ以上にも上るような計画になって参ります。従いまして、こういった膨大な計画を国あるいは地方財政との関係においていかにか具体的に計画として考えていくかということにつきましては、関係当局と現在検討中でございます。技術的な計画は消防庁としては一応ほぼ成案を得ているのでございますが、それが実行計画として全国の市町村に示し得る段階にまではなお関係方面との

検討を必要とするというふうなことでございまして。

○西郷吉之助君 大体計画のあることはわかりましたが、これはなかなかその施設についても経費を要する点で、今後ともそういう計画について十分練っていただきたいと思います。

で、これに関連して、非常に高層建築の火災等も起きてくる状況なんです。ビルに対しては、終戦以来特に注意して外側に非常階段等もつけているけれども、やっぱり先年の宝塚の火事を見ても、そういうビルの火災の場合には、非常階段ぐらいでは間に合いません。やはり相当救命具を高層の方にはつける必要もあるのじゃないかというふうに考えるのですが、そういう点についてはどういってお考えですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 高層建築の消防対策でございまして、特に人命保護という点から考えますと、高層建築の避難設備というものが一番大事じゃないかとわれわれも考えている次第でございまして、で、前々からあるはしご自動車は一番そのためには有効なものでございまして、七階、八階という高層建築ができた場合に、これにはしごを延ばすということになりますと、相当な時間がかかりますし、また、はしごで多数の人を救助するということは非常に困難でございまして、最近非常に質がよくなって参りました救助袋、これは七、八階の高層建築から布製の袋を落としまして、非常にがんにょうなものでございまして、熱練した者がございます。今までの実験では、一分間に百人以上降下したという実績が

ございます。これは以前からあります救命袋とは非常に質的に違つたものでございまして、くつをはいたまま連続降下しても破れないというふうな非常に質のいいものができております。これは東京その他の都会でも、高層ビルには相当備えつけと申しますが、設備を持っておりません。だんだんそういうものを普及し、また二階、三階程度でしたら、はしごを備えつけさせるとか、あるいはスロー・ダウンこうゆつくりとかに乗っけておいてくるようなスロー・ダウンというのがございまして、そういったいろいろな救助用具を、現在でもありますが、さらにものものを研究したい、いろいろな種類として、私どもの方の研究所でも研究いたしておりますし、また業界の団体でもいろいろと研究をしております。状況でございまして、将来はますますそういった面について効果のある救助具がだんだんとできてくるものと考えています。

○西郷吉之助君 今の救命具の点等も、いろいろ考え方はわかりますが、やはり高層建築になって、多数の者を収容してくるということになると、これもやはり相当研究の上、法制的な措置をとらぬと、任意であつては、なかなか金もかかることであるし、やらぬと思うのですが、やはり人命に關することでありまして、高層建築、あるいは学校等もだんだん高層建築になつてくるので、そういうことも考え合わせて、今後これをどうするかという点について、もっと積極的に御研究をお願いしたいと思います。

なお、ちょっと戻りますが、さつき消防計画を聞いたのですが御承知の通り、市町村地方財政の現況からいって、現在の施設に対する三分の一の庫補助ではなかなか、さつき言われたが、今後金もかかるし、年数もかかるでしょうが、できるだけやはり、今の市町村の施設は、御承知の通り、自動車も少なくない動力がないので、少なくとも消防自動車は大体行き渡るようにしなければならぬと思うのですが、それには現在の三分の一の庫補助ではなかなか苦しい、市町村が、われわれ国会においても、こういうことに力を入れなければならぬが、今後やはり消防計画の充実にいうような点、また現下の火災状況にかんがみて、やはりできれば三分の一の庫補助を、一つ二分の一にするとか、そういうように、具体的にやりますと、そういう施設の充実ははからないと、年々火災による損害というものは非常に莫大なものになる、そういう現況でありますので、今後ともそういう点についても、消防庁、自治省全体において、施設の充実、現下の火災状況の現況からいって、当然私は力を入れるべきだと思つて、そういう点についても、今後特段の御配慮をお願いしたいと思います。

今の、救命器具等についても、いろいろ考えておられるようですが、そういう点についても、もっと積極的に考えてもらいたい。

なお、今回の改正では、要綱によると、「消防団の運営の合理化を図るため、消防団員の階級の基準を準則で定める」ということになっておりますが、現在でも幾つかの段階があるようですが、今度どういふように改正されるのか。改正されてそれが運営の上に

どういう効果があるのか、承りたい。
○政府委員(山本弘君) 従来におきましては、消防吏員につきまして、消防庁が階級の準則を示しておったのでございませう。しかるに、消防団につきましては、制服あるいは札式につきまして、消防庁が準則を示しておりました。しかし、階級につきましては準則を示しておりません。最近消防団の運営につきまして、だんだん話が出ておりますように、施設の充実に伴いまして、消防団の運営につきまして考えなければならぬ面が出て参っております。また町村合併その他によりまして、団の規模その他につきましても、前とよほど違った形にもなつてきております。そういう関係上この際、何と申しましても、消防の運営は一つの規律的な団体活動でもございませうし、特に最近のように、応援関係その他を考えた場合には、応援関係その他を考えた場合に、ある町との間に階級の基準が違ふという事になりますと、士気にも支障を来たします。そんなような意味から、現在市町村において適当な階級を置くというような法のきめ方でもございませうが、これを消防庁の準則によつて定めようという事にいたしました。それで大体大部分の市町村において採用しておりますところの階級、すなわち団長、副団長、分団長、部長、班長及び団員、これくらいの六つの階級でございませうが、階級の段階をこれくらいにいたしました。そしてこれに應じた具体的な準則を示したいと、かように存じている次第でございませう。

○鈴木壽君 さつき西郷先生からお尋ねのあった、消防団員に対する報償の問題ですが、これは三十六年度七千万円の予算がついておるわけでありませうが、毎年こういう形でやつていくのですか。金の点においては多少の差はあつても、こういう形でやつていくというのですか。それともまた何か将来に、こういう報償についても進んだ報償、何か一つの制度的なものを作る、こういうお気持ちなのか、その点、どうですか。
○政府委員(鈴木琢二君) この三十六年度の予算に組まれました七千万円の報償費の将来につきましては、今回消防組織法の改正でもお願いいたしておりますように、消防庁の仕事として条文に入れるわけでありませう。将来この形はやつていきたいと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、このほかに消防団員の処遇の關係はもう少し合理的なものを考えていかねければならぬという事を考えているわけでもございませうが、今日までわれわれいろいろの処遇關係を考えてきておるわけでありませうが、まず第一に、現在やつております消防団員の年報酬とか、あるいは出動手当とかいうようなものを、もっと合理的な金額に引き上げなければいけない、これには交付税の問題も關係するわけでもございませうが、これも改正していただかなければならぬ、あるいは先ほどお話し申し上げました退職金等の問題についても、もっと徹底した合理的なものを研究していくというふうに、処遇全般に、もっと時代に即した合理的なものを考えていきたい、かように考えております。

○鈴木壽君 そこで私も、まあ処遇全般の問題もたとえば、お話のように、出動手当の問題等もありませうし、ふだんもいわばほとんど報酬なしというやうな、むしろ犠牲的な立場において働いておられる方々ですから、そういう出動手当の問題もさることながら、私はそれを否定するのじゃなくて、もっともつとあなたのおっしゃるやうに、合理的に出されるやうな形にしなければいけない。従つて、金額なんかもうんと引き上げなければいけないと思ひますが、そういうことのほかに、今初めてここに、こういう報償金が予算化されておられますから、一体この問題について、いわゆる報償金という、つかみで毎年幾らぐらひ出されると、そうして一人当たりの額も、先ほどお話のやうに、二千円から一平均しますと二千円足らずでございませうね、こういうふうなことでいいのかわかぬ。従つて、私はもっと退職金というやうなそういうことを考えられて、まずとりあへず三十六年度においてはこういう形が出た、こういうふうに考えていいのかわかぬ、そこら辺をお聞きしたかったわけなんです。
○政府委員(鈴木琢二君) 今回予算でお願いいたしております報償は、とりあへず国家として、御苦労だったという意思表示をして、感謝の意を表したいという事でございませう。それとは別に、われわれ従来から考えておりましたことは、研究いたしておりましたことは、退職時に退職金を何らかの形で出す方法を考えたという事でございませう。そのために非常勤消防団員の退職報償の共済制度、共済基金を作つて、その基金から支出して、退職時それぞれの年数に応じて退職金を

やつたらどうかということ検討いたしておつたわけでもございませう。これも實際問題、実施の問題となるいろいろな困難な問題があるもので、そういう方向で今後とも検討していきたい、実現をはかるべく検討していきたい、さようにえておるわけでもございませう。

○鈴木壽君 十五年以上勤めて、先ほども申しましたやうに、いわば、ほとんど無報酬というやうな形で、場合によつてはきつめて御苦労な仕事に当たつて、あるいは生命の危険というやうなことまで、そういうのを冒してやつておられる方々ですから、もっと国が報償しその労を謝するに報償を行なう、こうしたならば十五年以上勤めてやめられた方に二千円足らずの、これはいろいろの年数によつて違つてくるでしょうが、平均すれば二千円ぐらゐのは銀杯ですか、そういうことで、気は心ということがあるからそれでもいいわけなんです、人をばかにしたやうな感じを受けるのですが、どうですか。これではあなたの方で言うのも恥ずかしいぐらゐじゃないですか。
○政府委員(鈴木琢二君) そうおっしゃられるとまことにわずかな予算で大へん恐縮なものでございませうが、従来消防団員に対して国家として何らかのやうな報償制度というものはないかという事でございませう。功勞に対する表彰はやつておりますが、一般に広く国家が報償するやうな制度は全然なかつたわけでもございませう。今度新しくこういう制度ができたわけでもございませう。また、われわれ決してこれで満足している、というわけでもない、初めから、初めから国家が報償するやうな制度を開いたわ

けでございませうので、とりあへず七千万円で実施、その方向に出発したい、こういう考え方でございませう。そのほか一般的な処遇關係については、今後とも十分検討して処遇改善の実現をはかつていきたい、さように考えておるわけでもございませう。

○鈴木壽君 これはせつかくの国がその労を謝するためにやるというのでしたら、やはりもっと額の上で考えないと、さつき私どもも変なことを言つたのだが、どうもこれでは足りないのぢやないかと思ひますから、一つ今後大いに努力してもらいたいと思ひます。それから出動手当ですが、これは一応の基準みたいなものはあるのですか。そして實際にどのやうに出されておるのか。地方へ行つてそういう話を聞きますと、非常にわずかな額で出動手当なんというものに値しない、ちよつとしたたばこ一つ買へばなくなるぐらゐの額しかもらえないというやうなこと聞かれますが、これは市町村の財政等といういろいろの關係がありますが、これはやはり処遇の改善というやうな立場からいふと、もっと考えてやらなければいかぬというふうに思ひますが、これはどうですか。
○政府委員(山本弘君) ただいまの点でございませうが、これは交付税の單位費用の積算の基礎になつておるのでございませう。そして、それは昨年度までは一回につき七千円、年六回という計算でございませう。出動手当は、昨年百円に値上げをいたしまして一回百円、回数も同じく年六回でございませう。としさらに財政計画の面で折衝いたしまして単価は百円でもございませうが、出動手当を十回というふうにしたわけ

でございますが、だんだん実情に近づけておるでございます。

しかしながら、実際の消防団の出動の状況から申しますと、これは出動手当と申しまして、実際の火事の場合のみならず、いわゆる訓練の場合もございまして、あるいは警戒の場合に出る場合も出さなければなりません。そういったことをいいますと、消防団が年に出動する回数は二、三十回、あるいはそれ以上にもなるかと思うのでござい

ます。非常にこういった調査は困難でございまして、一応われわれの実態調査の数字によりまして、それくらいの数字になっておるのでございまして。これに實際近づけるだけの回数を見てもいい

たい。また一回百円は何としても安いじゃないかということではないとお

る。また一回百円は何としても安いじゃないかということではないとお

る。また一回百円は何としても安いじゃないかということではないとお

る。また一回百円は何としても安いじゃないかということではないとお

る。また一回百円は何としても安いじゃないかということではないとお

おつて、団員一人々々に行き渡らなければならないという場合も相当あるのでござい

ます。そういう意味でわれわれとい

たしましては、今後こういった単位費

用の改訂をいたしますとともに、同

時に、出動した場合に報酬が団員ま

で個人々々に行き渡らるように指導も

いたしたい、かように存じておりま

す。

○鈴木壽君 まあ心配するのは、そ

う出動手当あるいはその他の報酬等

があまりに低いために、今あなたも

話しありましたように、たとえ出動

した場合に一人当りの額は僅少であ

る。従つて、まづ何らかの費用に

するといふ場合に、多くの場合、何

らかの機会に、それだけでもしよ

うがない、まづ一ぱい飲もうじや

ないかというふうなことになる。と

ころが、飲むためにきめて少ない額

だものだから、勢い団長が出たり

副団長が出たりなにかする。そう

すると、副団長とか副団長とかい

うのは金持

ちでなくてはなれなくなっているの

です。実際の問題としては、あの団

長は飲ませるからいい団長であり、

だれが一本提供するからいい幹部であ

るといふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

といふ意味で、あなたは近代消防

国家が足りない面を補給してやる、国、市町村全体として充実した消防力をもち得るような体制に持っていくということが、これがやはり国としての責任じゃないかというふうにおかれは考えておるわけでございます。そういった方向に努力いたしておるわけでございますが、国の財政事情その他のために、思うようには参らぬわけでございますが、今後ともそういった根本問題について十分検討を加え、関係方面と協議を進めて実現を期していきたい、さように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 実は私、かねがね疑問に思つておることは、もちろん消防というものは市町村の、自治体のこれははっきりした仕事であつて、管理権は市町村長にある、こういうことだと思つてゐます。ただ消防庁があつていろいろな仕事をやってゐる。そして、私の方もこういう場所であつた方いろいろな注文をしてきたりなんかする場合に、一体これが下部の団体にどういふものかということ、ちよつと限界が、これは今の組織法等からいって、そういう関係については何もないのです。もちろんこれは今の長官のお話のようなことをやることが任務だということ、これは書いてありますけれども、一体その府県団体に一つの消防関係の機関なりなんかありませんか、これとの関係、それから市町村の、市町村長なり、あるいは市町村の消防のそういうものに対するあなたの方の何といひますかね、やはり指導といひますかね、そういうものがどういふ形でないのかというところがどうもはっきりしない私はこれを読んで感ぜるわけ

です。あなたの方どういふふうに了解なさつておるかわかりませんが、そういう意味ではここでもいろいろな、たとえばこういう問題について、出勤手当の問題について、一つの基準というふうなものを示されないかと、こう聞いたところで、それがあなたの方が、できればこういうふうにしなうと、いうことでやつたにしても、それがどういふ程度の受け取り方を市町村においてするか、これはいろいろ問題があるわけですからね。ここでもたしとどの程度あなたの方との間に質疑応答を重ねるか、あるいは場合によっては、要望したりなんかすることがいいのかというところを、ちよつと私心配なところがあつたわけですが、正直いって、そういうようなことから今お聞きしたのでありますが、これは府県の消防の何か課がある、これは府県の消防の何か課がある、消防課とか、そういうものを持つておるところがあると思ひますが、そういうものとはどういふ関係になつていますか。

○政府委員(鈴木壽二君) ただいま御指摘の点は、結局われわれ消防庁の市町村消防に対する指導力の問題でございます。いまして、われわれも消防の運営につき、あるいは技術の面について十分研究をし、こちらの實力をつければ自然指導力が出てくるわけでございます。その点は十分氣をつけて今後勉強していきたい、さように考えておる次第でございます。

ただいまだんだんお話にございまして、たの、消防組織の根本的なあり方に關連する問題でございます。現在御承知のように、消防の主体は市町村でございます。市町村自治体消防、こ

れを指導あるいは監督いたしておるのが國並びに県でございます。この關係も從來に比しますと、だんだん國の指導力も、あるいは県の指導力も強くなつて参つたことは看取できるのでございまして、現在都道府県で消防の専門課を持つておるのは、都道府県全部で三分の一、十七府県でございます。われわれ實際の仕事をやつて参りますと、専門の課がある県とない県では、指導力に非常に差があるような感じがいたしますのでございまして。それで、先般も都道府県の総務部長會議の際にお願ひいたしましたのでありますが、一昨年改正いたしました消防法の危険物の改正、それから昨年改正いたしました消防法の一部改正で、防火管理者がきたり、あるいは建物の消防施設の充實強化の面が一段と強化されたわけでございまして。これがごし四月一日から施行されることになりました。そんなふうで、國なり、あるいは都道府県の分担する仕事の範圍が、分量が非常にふえて参りました。そういう關係から、どうしても全都道府県に専門の課を設けていただくまじと、十分指導を徹底的にやつていくということができない状態になつてきておりますので、そういう意味で、先般総務部長會議の際に、ぜひ専門の課を設けてもらいたいということをお願いいたしました。事実だんだんと、ごくわずかつてございまして、専門課を設ける県がふえてきておるわけでございまして、その都道府県の専門の課を通じて、國の指導力が市町村に徹底するといふ段階の組織を作りまじと、十分國の指導も市町村にしみ込まないといふふうになりますので、そういう制

度なり組織の面についても、今後十分都道府県を指導いたしまして、組織的に指導の徹底が期せられるような工合に持っていきたい、さように考えております。

○鈴木壽君 たとえば何かの基準を作るといふような場合に、市町村消防に關して、そういう場合に、都道府県を經由して市町村へやるのか、まづすぐいくのか、あるいは官報とか、その他の方法で公示したような形でやつてゐるのか、實際今おやりになつてゐるのはどういふ方法なのでございまして。

○政府委員(鈴木壽二君) 都道府県の課のあるところはその課を通じて、また課のないところは、あるいは地方課とか、いろいろな課に係がございまして、結局県を通じて市町村に伝わるようにいたしておるわけでございまして。

○鈴木壽君 一、県の一つの段階として、県を通じてやつていくといふような場合に、今の組織法からいって、これはどういふところにそういうふうな根拠があるわけなんです。

○政府委員(山本弘君) 私からお答えをさせていただきます。はつきりと根拠として出ておりますのは、組織法の二十二条に「消防統計及び消防情報を、都道府県知事を通じて、消防庁に報告しなければならぬ」、これは市町村長でございますが、「市町村長は、消防庁の定める形式及び方法により、消防統計及び消防情報を、都道府県知事を通じて、消防庁に報告しなければならぬ」、この場合におきましては、はつきりとした根拠があるわけでございまして。ただいま長官からも申し上げておられますように、消防組織法の建前におきましては、もちろん市町村消

防は市町村が管理するものでございまして。そして國は消防のことに關しまして、市町村に勧告、指導、助言をいたします。また都道府県に對しても、同じく消防のことに關しては、勧告、指導、助言ができるようにいたしております。そして具体的な勧告なり指導なり助言にいたしまして、實際あらしめるためには、これは都道府県を通じて、いわゆる都道府県を通じて行政といふものは浸透しない、都道府県を通じて行なうことによつて、十分に浸透し得るという考えをもちまして、われわれは都道府県を使つてやつておるわけでございまして、たとえば補助金の申請にしろ、あるいはまた配分にいたしまして、事務手続は都道府県を經由して提出してもらうようにいたしております。また具体的に補助金を配分いたします場合にございましては、都道府県の消防所管の課長とともに、その市町村の消防力の充實計画を検討いたしまして、その計画の中において、当該年度においてどの程度充實してもらうかといふことを検討するといふふうな形でやつております。

なお、市町村消防と申しまして、これは何と申しまして、消防の仕事は市町村の区域——単に火を消すといふことだけを見ました場合におきましては、なるほど市町村消防そのものでもよからうかと存じますが、消防の任務は、他にも広域的に活動し得る面が多いのでございまして。たとえば水災その他の災害のことを考えました場合にございまして、この必要性はさらに大でございまして。そういう意味から、常に計画を市町村のみならず、府県の区域にわたつて考えていくということも

なお、消防、いわゆる火災消防御じやなしに、火災予防という国の行政になりますと、これは広く県一円、さらに国一円の統一した行政が望ましいという意味から、たとえば危険物の規制のような仕事につきましては、消防庁あるいは消防本部を置いておる市町村は、やってもよろしいが、そうでない消防

ちよつと私お聞きしたわけなんだ。いつも都道府県を通じといひますか、一たんそこへやつて、都道府県の方から市町村の方にそれがまた下がつていくのだと、こういう格好をとるとすれば、もっと何か法規の上でそういうものがなければならぬのじゃないだろうかというふうにちよつと感じたものですからね。

団地区におきましては、都道府県がその火災予防の行政を補完いたしましたし、都道府県においてやらすということも、実は消防法の体系の中に取り入れられております。そういう意味で、今

○政府委員(山本弘君) 消防組織法の十八條の二に、都道府県が消防に関しつかさどるべき事務を書いてございます。この中にはいろいろ教養訓練であるとか、先ほど申しました消防統計、

行政の性格上、その都道府県との県内
後市町村消防の本質を保ちながらその
一元を考えながらの問題を考えなければ
ならぬ、あるいは国全体を考えなければ
ならぬような技術的な行政部面には、
おきましては、当然それを府県を通じて
行なっていくような体制に持つていか
ねばならぬような面が多々出てくるの
ではなからうか、かように存じておる
のでございます。

消防情報の問題とか、あるいは相互連絡の問題とか、また施設の強化拡充の指導助成とか、あるいは消防思想の普及宣伝とか一々列挙しておりますが、かように国との関連において都道府県が行なうべき仕事も明示されておるののでございます。そういたしましたで、そしてわれわれの、先ほど二十条の「報告」という言葉について、鈴木先生からお話がございましたが、たとえば常

○鈴木壽君　これは、あなたのおあげになった組織法の二十二条の「統計及び消防情報」云々ということよりも、むしろこれは二十条に関係することだと思うのですがね、二十条には、国家消防庁本部長は——今これは名前が変ったでしょう、「消防庁長官は、必

設消防力の基準というようなことで昭和二十四年に、市町村長に対して勧告をいたしております。こういうものは当時の国家公安委員会告示の形式で公示をいたして、あわせて都道府県を通じて市町村にも流しておるといような方法をとっておるのでございます。

要に応じ、云々というようなこと、これが「都道府県又は市町村に勧告し」、「こういうことなので、確かに都道府県には勧告することができると、しかし、それが都道府県を通じてです、どういふルートでいくかということについては、ちよつとはつきりした規定がないわけですね、だから

○鈴木壽君　その問題は、それではそれくらいにして、先ほどのにちよっと帰りますが、報價のことですが、何かもっと規定がないとうまくないような感じがしますが、それはもちろん作るでしょうね、報價の規定について。

○政府委員（山本弘吾）　自治省あるいは消防庁告示の形式で規定を作るよう

○鈴木壽君 あとで一つ、できまじな
ら参考のためにほしいと思いますが。
それからまあ時間もないようです
が、ちよつと関連して伺いたいと思
いますが、予算関係ですが、三十六年度
の予算で、これは従来ともやつてきた
ことなのですが、消防協会に対しての
事業委託費というのは、千五百万円

○政府委員(鈴木琢二君) これは結局消防協会の組織を通じてその地方の組織も活用してやるということに委託費の効果が出るわけでございます。直接やるようになりますと相当費用もかかります。また人も要するということで、結局その組織を利用し、その執行方法につきましては、委託費でございますか

計上されておるのですね。この委託の、どういうことをどう委託しておられるのか、それをちょっと一つ、特に三十六年度においてはどのような仕事であるのか、これを一つ……。

ら、消防庁でいろいろ指示を与えてやらせるわけでございます。実行は消防協会、消防団の組織を使ってやれば最も効果的であるということでの委託費が組まれておるわけでございます。

○政府委員(山本弘聖) 日本消防協会に對します委託費千五百萬円でござい
ます。これは三十五年度におきまして
も千五百萬圓計上いたしております。
内容は、火災予防思想の宣伝でござ
います。費目的に申しますと、ほとん
どがいわゆる宣伝の冊子の作成とか、
あるいは火災予防運動に並行いたしま
して、火災予防思想を普及するために
國民の標語を募集したり、あるいはその

○鈴木壽宏　これは、内容についてあなたがたがいろいろ指示をしたり、監査という言葉がはたして当たるか当たらないか知らぬけれども、そういうようなことをはつきりやっておられますか。

○政府委員（鈴木琢二君）　この委託費の執行につきましては、あらかじめ計画を出させるほかに、一つ一つの事業の執行の際に一々その計画を審査いた

他いろいろなことを行なっておりま
す。あるいはまたラジオ、テレビによ
る広報、こういったことを行なってお
るのでございます。で、三十五年度も
千五百万円でございますして、三十六
度も同額計上しております關係上、三
十六年度には新しく新規計画はござい

しまして、そのたびごとに予算から金を出してやるというやり方でやっております。もちろん事後の監査も十分遺憾なくやっておるつもりでございます。

○鈴木壽君　そうすると、これはこういうふうに了解していいわけですね。

ません。大體三十五年慶と同じような内容をもつて、それに幾らかずつの改善も加えながら効果的に運営をしていきたい、運営をしていくような計画になつております。

○鈴木壽君　これは、今の火災予防思想の宣伝あるいはその他の広報というようなことは消防予自体でおやりにな

日本消防協会に対するいわば補助金というような形は決めないのだと、そうして個々の仕事をやる場合に、そのつど金が出ていて、計画に従って所要の経費を出してやる、その前後の指示なり、あるいは監査等については嚴重にやっている、こういうふうに着えていいわけですね。

でございいます。

○鈴木壽君 三十五年度はもう少し、一月足らず残っているわけでありますが、どういう仕事をどういう経費でやったのか、一つ次回までに詳細に資料を出していただきたいと思ひます。三十五年度中における、まあ、あとわずかですけれども、大体予想がつくと思ひます。

いますし、どういう仕事に対して、しかも、仕事の内容等、どの程度経費が出ているのかですね、それから地方の組織の方にどの程度の金が出ているのか、一つはつきりしたものを出して

10

いただきたいと思います。

○加瀬完君 関連して、補助金ですね、今、鈴木委員の質問にお答えになったように、向こうから補助金を必要とする項目を申請して、その内容を検討して、消防庁の方で適当であると認めたものを出すと、そういう形式はとっておらないのじゃないですか。

○政府委員(山本弘君) 市町村から出ました申請を都道府県が……。

○加瀬完君 消防協會ですよ。
○政府委員(山本弘君) 間違えまし
た。問いをちよつと誤解いたしました
ので……。

○加瀬完君 今、長官は補助金という
名目にはなっておるけれども、千五百
万という金を普通の補助金のような形

ではやらないのだと、委託費だと、内容。それは一々項目について検討をして、消防庁の方で是認をされるものだけにその支出を認めて委託費の支払という形で決済をするのだと、こういう話でありましたが、そういう形はとっておらないんじゃないですか。

○政府委員（山本弘君） これは予算の

費目上、日本消防協会の事業委託費というようになっておりまして、あくまで国の行なう事業を日本消防協会に委託して行なわしめるというような形になっております。予算上、従いまして、補助金として日本消防協会にやって、そして日本消防協会の独自計画で行なわして、あとでこつちで監査するというものではないに、一々の支出について検討をいたすようになっております。また、そういうふうになっております。

○加瀬完君 そうすると、現在三十五年度分は、どういう項目でどういう内容のものに支出されたかということとは明白ですね。さらに残は幾らあるかということも明白ですね。

○政府委員(山本弘君) 次のときの資料において明らかに申し上げます。明らかに明らになっております。

○加瀬完君 長官は今、消防庁自身でやるよりも消防協会に委託させた方が効果が上がるといふ考えです。そうですね。委託費の形で支出を消防庁から消防協会に補助する前はどうかというのですか。宣伝啓蒙といったようなものは消防庁自身で行なつておらなかったのですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 消防庁自体の宣伝広報関係の経費も組んでございまして、結局消防庁が県を通じて、また市町村を通じてやっております啓蒙宣伝、それをさらに別な形で消防協会に委託してやはり啓蒙宣伝を主とした仕事をやらせまして、国——消防庁自体のやる啓蒙宣伝とあわせて効果を上げる、こういうやり方になっております。

○加瀬完君 じゃ、国の消防庁自身がおやりになる予算消防協会に委託するような事業の予算というのは幾らですか。

○政府委員(山本弘君) 火災予防思想の普及といたしまして直接国が行なう費用は、三十五年度は二十万四千円でございまして、これは三十万四千円、十万円増額、きわめてわずかな額でございまして、それで委託事業の方は、大体火災予防思想の普及というものを中核といたしました火災予防事業委託費が千五百万というところは、非常に金額が違ふというところで、非常に大きな差がございまして、こういう火災予防というふうないわゆるPRは、役所が都道府県を通じてやる面よりも、むしろ日本消防協会は、あれは消防団員一人々々が協会員として加入をいたしておる関係上、こういった団体において行なわせるということがまた効果も多かるうと思ふのであります。

○加瀬完君 そんなことは聞いていない。聞いていないことに答えない。

○政府委員(山本弘君) また、そういうことでおのづから内容につきましても、国が行なう、都道府県を通じて行なつていふものにつきましても、国が直接行なう、そして協会をして行なわしめた方がいいというものにつきましても、協会の方に事業を委託しているというのが実情でございまして。

○加瀬完君 関連質問で長くなって恐縮ですが、一体、国自体でやっておる費用が三十万四千円、委託費が千五百万、これでバランスがとれていると思ふますか。あなたの御説明のように、三十万四千円しかかけないよりは千五百万委託費を出せば、宣伝啓蒙——それは三十万四千円分と千五百万円分です。ね、それにアルファがついただけ効果があるが当然です。消防庁自身の予算が三十万四千円で、委託費に千五百万円出すという、こういうアンバランスのやり方をあなた方は認めますか。あなた方は、百万なり二百万地方の、県の消防協会に出されておつたものが、それぞれの決算委員会、内容が空白で補助金を出すのに当たらないといつて打ち切られてゐる事実を知つておりますか。こういう意見だつてあります。いづれ、この問題はこういうふうな支出の内容であるかという明細書を出していただいて、それからまた質問をすることになりますので、関連でありますからこれで打ち切りませうけれども、あなた方も能更でありますから、長い間の経験者でありますから、自分たちの予算が三十万四千円で、同じものに千五百万円の委託費を出すなどというのは、常識であるとは思ふますか。お認めにならないと思ふますが、あとは明細書が出た上で質問を重ねますから、質問を保留します。

○鈴木琢二君 時間もないようでありまして、去年の八月に消防審議会から市町村の消防に必要な人員及び施設の基準に関する答申というものが出ておりますが、その後、これに基づいた新しい消防力の基準というものをお作りになるようなことを聞いておりますが、先ほど西郷先生の御質問の中にもありましたけれども、もう少しこれは具体的にどういふふうになっておるのか、いつごろ出るのか、それをお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(山本弘君) 先ほどもお答えいたしましたように、いわゆる技術的な考えで答申がなされております。これを実行計画に盛つていくためには、やはり財政との関連において具体的なものにせねばなりません。そういう意味で答申を基礎といたしまして現在関係方面と折衝中でございます。なお、これは今後の予算の、たとえば補助金の配分その他にも影響があるものでございまして、早急にこれは確定をいたしまして、告示の形式で市町村にも知らせなければならぬ問題でございます。そういう意味で、できるだけ早く、できれば今月中にも成案を得たい、かように在しております。

○鈴木琢二君 三十六年度の地方財政計画の中に、新しい消防力の増強というふうな面で、消防ポンプ六十台の増、これに必要な人員四百二十人、こういうことが出てゐるわけですね。これとあなたの方の消防力の基準の計画とはどういふ関係にありますか、これは。

○政府委員(山本弘君) これは、ことし補助金が昨年の六億五千万に対して六億八千万と三千万ふえました。増加分について改訂したこと、従いまして、増加分の施設、ポンプ自動車その他、その乗車人員でございます。それとこのたび消防設備等の政令を現在やつておるわけでございまして、それに要する予防業務担当人員でございますが、これが見込まれております。

○鈴木琢二君 前の方の昨年より補助金が三千万円ふえたことは承知しておりますが、その分と言いますと、三千万円で、三十万円で車を買つてもそれで六十台になりますか。地方負担分も入れてでしょうか。

○政府委員(山本弘君) 市の分で六十台分ふえておるのでございます。その台数と、それとその対応人員が見込まれておるわけでございます。なお、基準との関係につきましては、そういう関係でございまして、一応これは基準との関係において考慮されているものではございません。

○鈴木琢二君 実はお尋ねする本筋とはちよつと違つてきたのですが、私のはつきりお尋ねしたかったのは、その基準なり年次計画とどうマッチしているかということをお聞きしたかったのですが、一応お話しによつてはつきりそういう年次計画等による増強のそれじゃないのだということばかりでした。ただ、関連して、三千万円が来年度ふえますから、それに対応するだけの車ということになりますと、三千万円でそんなに買い買えるものじゃないだろう、こういうふうな思つたからね。三分の一補助でしょう。そうするとこれは百台になるわけですか。

○政府委員(山本弘君) 三分の一の補助でございまして、事業費の増といはしましてはその三倍になります。

○鈴木琢二君 六十台になるのか、三千万円で……。

○政府委員(山本弘君) 九千万円になります。

○鈴木琢二君 そうすると、百台入るわけですね。そういう意味じゃなくて……。

○政府委員(山本弘君) これはポンプの大きさによつてもあれいたします。六十台ということになっております。

第六四三号 昭和三十六年二月二十日受理

質屋営業法の一部改正に関する請願
(一通)

請願者 福島県警城市本町七五
警城質屋組合内草野庄
平外七百二十六名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第六七二号 昭和三十六年二月二十日受理

質屋営業法の一部改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市野口町一
三 落合武外五十三名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第六七三号 昭和三十六年二月二十日受理

質屋営業法の一部改正に関する請願
(二通)

請願者 福島県郡山市清水台一
二〇 橋本修三外五十名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第六八三号 昭和三十六年二月二十日受理

質屋営業法の一部改正に関する請願

請願者 石川県金沢市富本町六
四 磯野政男外十五名

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第六三三三号 昭和三十六年二月十七日受理

遊興飲食税減免に関する請願(二通)

請願者 長野県上田市松尾町
林一夫外九名

紹介議員 羽生 三七君

全国大衆飲食税対策協議会は、去る第十九回国会以来遊興飲食税の免税点引上げについて運動を続けてきたが、第三十一国会の参議院地方行政委員会において、青木自治庁長官から、「昭和三十五年度において政府案として五百円免税引上げを提出する」との言明があり、又「遊興飲食税免税点は飲食店について五百円とすることとし、昭和三十五年度から実施すること」の付帯決議もなされ、さらにまた、第三十四国会において石原自治庁長官から、伊勢湾台風の空襲の災害により本年度は一切国土保全予算となり減税を行なわないので院議は十分尊重するが、次期国会において最優先的に取り上げる。と述べた大臣が代わつても政府が責任をもつてやらねばならないことを表明する。」との答弁がなされたのであるから、これを尊重の上、今国会において遊興飲食税の免税点を五百円(現行三百円)に改正せられたいとの請願。

第六四九号 昭和三十六年二月二十日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 札幌市南八条西五丁目
北海道館商連合会内
杉浦勇太郎外九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第六六八号 昭和三十六年二月二十日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 新潟市古町通九番町新
海興寿司商環境衛生同
業組合内 川上吉助外
九名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第六六九号 昭和三十六年二月二十日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 広島市研屋町一広島大
衆食堂組合内 森本正
平外九名

紹介議員 永野 護君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第六七〇号 昭和三十六年二月二十日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 静岡市紺屋町一四ノ一
静岡県館商環境衛生同
業組合内 木村莊一郎
外九名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第六七一〇号 昭和三十六年二月二十日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 岡山市天瀬千日前九九
岡山館組合内 平賀肇
外九名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第六四四号 昭和三十六年二月二十日受理

中小企業等協同組合及び商工組合に対する地方税免税措置存続に関する請願

請願者 高知市堺屋町九八高知
県中小企業団体中央会
会長 服部久吉

紹介議員 寺尾 豊君

所得増進計画の完全実施及び貿易自由化の円滑なる遂行のためには、強力な中小企業振興策が不可欠であるので、中小企業振興の基礎となる中小企業等協同組合、商工組合に対しては金融、税制その他あらゆる施策において十分な助成が行なわれなければならないのに、このたびの地方税法の改正案においては、従来実施されていた協同組合等に対する事業税及び住民税の免税措置が廃止された模様であるが、政府が中小企業振興策を遂次充実しつつある現状からみて、これは中小企業者の要請に全く逆行し、とうてい容認し得ないものであるから、すみやかにこれを撤回し、現行の免税措置を存続するよう善処せられたいとの請願。

第六八二号 昭和三十六年二月二十日受理

中小企業等協同組合及び商工組合に対する地方税免税措置存続に関する請願

請願者 京都市中京区東洞院通
四条上ル京都府中小企
業団体中央会会長 堀
宣一

紹介議員 永末 英一君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第六四七号 昭和三十六年二月二十日受理

長野県旧神坂村の岐阜県中津川市合併に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡山口村
神坂 大脇利右衛門外
三百八十九名

紹介議員 古池 信三君

長野県旧神坂村のうち峠、馬籠、荒野の三部落は住民の意志に反して、山をへだてた小村山口村に分村編入されて以来二年五箇月、村史上空前の悲惨事の中に涙とともに明け暮れている有様である。旧神坂村は不離一体、絶対に別れることのできない村であり、別れてしまえば双方ともに生きることのできない実情であるのに、これを引き離された現状においては、いかなる施策もこれを救うことは不可能であるから、親しく現地を調査の上、かつての新市町村建設促進中央審議会の答申どおり、旧神坂村全域を一丸として岐阜県中津川市に合併編入するよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第六四八号 昭和三十六年二月二十日受理

長野県旧神坂村の岐阜県中津川市合併に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡山口村
神坂 奥村金之兼外三
百八十九名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、後進地域の開発に関する公共事業に係る経費に對する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)を、当分の間引き上げることにより、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進し、もつて後進地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」という。)が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に

係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に對する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に對する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 林道
- 七 道路
- 八 港湾
- 九 漁港
- 十 農業用施設

(国の負担割合の算定方法等)

第三条 開発指定事業に係る経費に對する国の負担割合は、当分の間適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に對する通常の国の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.25 \times 0.46 - \text{財政力指数}$$

(適用団体の負担割合の算定)

2 前項の規定を適用した場合において、適用団体の負担割合が百分の十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該開発指定事業に係る経費に對する適用団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定める。

3 開発指定事業について適用団体が法令の規定により分担金、負担金その他これらに準ずるものを徴収することとしている場合におけるその適正な徴収の確保に関し必要な事項は、政令で定める。

4 自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、経済企画庁長官並びに開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び適用団体の長に通知するものとする。

(政令への委任)

第四条 前条第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に對して国が通常の負担割合をこえて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したのものについては、なお従前の例による。

2 適用団体であつて、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第十七条、東北開発促進法(昭和三十三年法律第十号)

法(昭和三十三年法律第十号)第十二条第二項及び第三項、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)第十二条第二項、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)第十二条第三項並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第七十号)附則第二項及び附則第三項並びにこれらに基づく政令(以下「国の負担割合の特例に関する法令」という。)の規定を適用して算定した場合の国の負担総額が通常の国の負担割合による額の昭和三十六年度においては十分の十の額、昭和三十七年度においては二分の一の額、昭和三十八年度においては四分の一の額が、それぞれこの法律の規定により算定した国の負担総額が通常の国の負担割合による額の負担総額をこえる部分の額の額をこえるもの又は適用団体以外の都府県であつて、地方財政再建促進特別措置法第三条第四項に規定する財政再建団体であるもの若しくはこの法律の施行の際現に同法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、この法律又はこの法律による改正後の国の負担割合の特例に関する法令の規定にかかわらず、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定により通常の国の負担割合に乘する数、この法

律による改正前の東北開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に對する率、この法律による改正前の九州地方開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に對する率及びこの法律による改正前の四国地方開発促進法第十二条第三項本文(四国地方開発促進法の一部を改正する法律附則第二項において準用する場合を含む。)に規定する通常の国の負担割合に對する率は、当該数又は率から一を減じた数又は率は率の昭和三十六年度に於ては十分の十、昭和三十七年度に於ては二分の一、昭和三十八年度に於ては四分の一にそれぞれ一を加えた数又は率は率とする。

3 第三条第四項の規定は、前項後段の規定による通常の国の負担割合に乘する数又はこれに對する率の算定及び通知について準用する。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

4 地方財政再建促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第十七条各号列記以外の部分中「財政再建団体の」を「財政再建団体(都道府県を除く。の)」に改める。

(東北開発促進法の一部改正)

5 東北開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法との関係)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政

令、第二十條並びに第二十一條第一項及び第二項並びに前二項の規定は「前項の規定は」に、「同法」を「地方財政再建促進特別措置法」に改め、同項を同条第二項とする。

6 (九州地方開発促進法の一部改正)
九州地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法との関係)」に改め、同条第二項を削る。

第十三条を削る。

7 (四国地方開発促進法の一部改正)
四国地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法との関係)」に改め、同条第三項を削る。

第十三条を削る。

8 四国地方開発促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項及び附則第三項を削る。

(北陸地方開発促進法の一部改正)

9 北陸地方開発促進法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

(中国地方開発促進法の一部改正)

10 中国地方開発促進法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

11 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第 号)の規定により開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。